

第4章 分野別計画

<まちづくりの基本目標 4>

学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち

<目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」>

- 子どもたちが笑顔で、楽しく学校に通い、教室では友達や先生と仲良く学校生活を過ごしています。
- たくましく生きる力を育むため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を分担しながら、子どもたちを見守っています。
- 誰もが生きがいを持ち、自己実現できるような様々な学習機会・情報を提供するとともに、学習活動を支援できる指導者、ボランティア団体などが育っています。
- 市民が質の高い芸術・文化に触れ、親しんでいます。
- 先祖から受け継いだ伝統文化・芸能や文化財を郷土の誇りとして発信し、子どもたちに伝えてています。
- サガン鳥栖や久光製薬スプリングスをたくさんの市民が応援し、鳥栖をホームタウンとするプロスポーツチームがあることを誇りに思っています。
- 男女一人ひとりに「男女共同参画意識」が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわりなく自分らしく生きています。
- 市民と外国人との様々な交流を通して、異文化への理解を深め、尊重し合いながら、豊かに暮らしています。

<現状と課題>

- 小中学校では、教科「日本語」を核とした小中一貫教育や体験学習や地域の歴史・文化を活かした教育など、確かな学力を育む特色ある学校づくりを進めています。「いのち」の尊さや思いやりの心など、豊かな心を育む教育を進める一方で、いじめ、不登校等への迅速な対応が求められています。このため、確かな学力と豊かな心を併せ持つ児童・生徒を育むため、家庭、学校、地域が連携しながら、児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校施設の整備・充実を図りながら、特色ある学校づくりを進める必要があります。
- 家庭や地域の教育力が低下しており、子どもたちの心の居場所が失われ、青少年の問題行動が低年齢化、深刻化しています。子どもは地域の宝であり、その宝を大切に守り、育していくためには、家庭、学校、地域及び関係機関が連携した取組が必要です。
- 生きがいづくり、自己実現の一環としての生涯学習に対するニーズが拡大しています。鳥栖市では、公民館の機能を引き継いだまちづくり推進センター等を中心に、様々な講座や教室が開催されています。今後も、多様化する住民ニーズを踏まえ、各種講座等の充実を図る必要があります。
- 芸術性に優れた文化芸術は、我々の心に感動とやすらぎを与え、明日への活力となります。市民主体による文化芸術活動を支援し、本物の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 鳥栖市の史跡や伝統文化をはじめとする文化財は、市民に十分に啓発・普及がなされているとは言えない現状です。市民が郷土に誇りを持ち、地域文化の形成に進んで参加する、活気あふれた個性豊かなまちづくりに役立てるよう、これらを保護するとともに、積極的な活用を図ります。

○今日、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成などスポーツ活動の果たす役割がますます増大しており、健康的で文化的な生活を送るために、スポーツに親しみ、継続的に運動することが必要です。また、屋内温水プールをはじめとして、市民が気軽に安心してスポーツ活動に親しめる施設整備を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「フィッ鳥栖⁴⁴」の活動を支援しながら、「自らがする（参加する）スポーツ」として、市民が気軽にスポーツを楽しむ機会を増やしていく必要があります。今後も、「見るスポーツ」「支えるスポーツ」として、サガン鳥栖や久光製薬スプリングスを市民みんなで盛り上げ、応援していくことで、鳥栖市のスポーツ文化の発展につなげます。

○同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、障害のある人や外国人に対する差別など、今なお人権に関する諸問題が存在しています。かけがえのない「いのち、人格」を守るため、あらゆる差別の根絶に努めます。

○地域社会には、「男性だから・女性だから」という性別役割分担意識等が根強く残っており、そのために生きづらさを感じている人も少なくありません。このことから、固定的な男女の役割にとらわれることのない、男女平等意識が高いまちの実現を進めていく必要があります。

○外国人の多くは言葉や生活習慣、文化の違いなどにより、生活に不便を感じることが多いことから、外国人が安心して生活できる環境を整え、外国人と市民が相互に理解し合い、地域の一員として幸せに暮らせる多文化共生⁴⁵ のまちづくりを進めていく必要があります。

＜まちづくりの基本目標 4＞

学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち

- 
- 取組① 一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます
 - 取組② 青少年を心豊かに育みます
 - 取組③ 生涯学習の機会を充実させます
 - 取組④ 文化芸術に親しめる環境をつくります
 - 取組⑤ 伝統文化を保存・活用・継承します
 - 取組⑥ スポーツに親しめる環境をつくります
 - 取組⑦ 人権が尊重される社会をつくります
 - 取組⑧ 男女共同参画の社会をつくります
 - 取組⑨ 国際化への対応を図ります

44 フィッ鳥栖：平成22年3月、鳥栖市で初めて設立された総合型地域スポーツクラブ。地域住民が、年齢や体力、興味関心等に応じて自分の好きな時に、いつでも、どこでも、だれとでも、スポーツ等に親しむことのできる地域住民主体のスポーツクラブ

45 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 1 一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます>

【取組担当課】

教育総務課、学校教育課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

子どもたちが、明るく豊かな心で、楽しく学校に通い、意欲的に学んでいます。

【取組の方針】

近年、家庭、地域社会など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校教育に対しても、新たな取組が求められています。

学校教育は、生涯にわたる学習活動の基礎であり、子どもたちが社会の一員として次代を担っていくためには、自ら学び考える力の育成やたくましく生きていくための健康や体力、強くやさしい心を育むことが重要です。

学校現場では、少人数指導などきめ細やかな指導の充実を図るために教員の配置や教職員の研修の充実、体験学習や地域の歴史・文化を活かした教育など、確かな学力を育む特色ある学校づくりを進めています。

「いのち」の尊さや思いやりの心など、豊かな心を育む教育を進めていますが、一方で、児童・生徒の非行、いじめ、不登校への対応も求められています。

このため、学力の向上はもとより、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度、豊かな人間性や社会性などの生きる力を身につけるために、教科「日本語」を核とした小中一貫教育に取り組むなど、子どもの教育環境の向上を図り、一人ひとりの可能性を引き出す教育を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・学校と協力・連携しながら、子どもたちの教育を行います。
- ・早寝早起き朝ごはんなど、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けさせます。
- ・社会全体で子どもたちを見守り、育てます。

行政の役割

- ・確かな基礎学力を定着させるとともに、郷土を愛し、高い規範意識と倫理観を備えた心の教育を行います。
- ・子どもたちの学習に対する興味・関心を高め、学ぶ意欲を育てます。
- ・家庭・地域と連携し、主体的に創意工夫して教育活動を行います。
- ・地域に開かれた学校運営を行います。

【関連する個別計画】

鳥栖市小中一貫教育基本計画、鳥栖市日本語教育基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
特色ある学校づくりを進めます	各学校の創意工夫を活かした、特色ある、開かれた学校づくりを推進します。
豊かな心、健全な体を育む教育の充実を図ります	「いのち」を尊重する心、思いやりの心、美しいものや自然に感動する心、倫理観や正義感など豊かな人間性の育成を目指し、奉仕活動や自然体験活動を通して豊かな心、健全な体を育む「心の教育」を推進します。
安全・安心な教育環境づくりを進めます	児童・生徒数に応じた、快適な学校施設の計画的な整備を進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
コミュニティ・スクール ⁴⁶ の取組学校数	0校	2校

46 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 2 青少年を心豊かに育みます>

【取組担当課】

市民協働推進課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

家庭・学校・地域の連携によって、子どもたちが健やかに暮らしています。

【取組の方針】

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自覚を持つことや他人を思いやる心を身に付けながら成長できる環境を地域全体で作っていくことが求められています。近年、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの“心の居場所”が失われ、青少年の問題行動が低年齢化、深刻化しています。青少年の健全育成は家庭と学校、地域がそれぞれの役割を再確認し、連携を深めることが今後ますます重要になります。

そのために、家庭と学校、地域が協力し、社会全体で青少年を育てるという意識を醸成し、豊かな心とたくましさを育む様々な体験活動を促進するなど、青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・青少年育成に関心を持ち、自ら青少年育成活動に取り組みます。

事業者の役割

- ・市民の多様な青少年活動を支援します。

行政の役割

- ・地域の人が子どもたちに関心を持ち、社会全体で見守り、育てる仕組みづくりを行います。
- ・家庭や地域、事業者がそれぞれの役割を果たせるよう連携を図ります。

【関連する個別計画】

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
家庭・学校・地域・行政が連携した取組を進めます	地域ぐるみで子どもたちを育て、見守る取組と家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を明確にし、地域全体で教育力の向上を図ります。
青少年の健全育成を図ります	地域の参画の下、全ての子どもたちの居場所をつくります。また、様々な体験を通じて青少年の健全育成を図ります。
体験活動の取組を進めます	地域や企業と連携しながら、自然の中で体験活動を行うことで、たくましさと連帯感を育む取組を行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
一体型放課後子ども教室 ⁴⁷ 実施校	0校	8校
放課後子ども教室の参加子ども数	8,401人	9,400人

47 一体型放課後子ども教室：全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で放課後児童クラブとともに事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が活動プログラムに参加できる放課後子ども教室

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 3 生涯学習の機会を充実させます>

【取組担当課】

市民協働推進課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が年齢や目的に応じて、身近なところで必要な知識や技術を学ぶ機会に参加でき、学んだことを実生活で活かして、生き生きと暮らしています。

【取組の方針】

情報化の進展、生活水準の向上や余暇時間の増大といった社会変化に合わせ、知識の向上や生きがいづくり、自己実現やライフワークの一環としての生涯学習に対するニーズが拡大しています。

鳥栖市では、公民館の機能を引き継いだまちづくり推進センター等を拠点に、様々な生涯学習活動を展開していますが、多様化する市民ニーズを踏まえた学習機会の充実を図るためにには、地域や団体と一体となって取り組むことが必要です。

このため、あらゆる年齢層の市民の主体的な生涯学習活動を促進する仕組みづくりに取り組んでいきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・生きがいづくりや自己実現のため、自ら学習活動に取り組みます。
- ・学習の成果を社会や地域に還元するように努めます。
- ・図書館、まちづくり推進センターを積極的に利用します。

事業者の役割

- ・市民の多様な青少年活動を支援します。

行政の役割

- ・より多くの市民に使いやすいまちづくり推進センター、図書館となるよう管理・運営を行います。
- ・生涯学習に関する情報を収集し、広く発信します。
- ・専門性と熱意を持った職員を配置して、まちづくり推進センター活動を活性化します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
学習機会の充実を図ります	多様化する市民の学習ニーズに必要な情報の収集と発信を行い、市民の学習活動を支援するとともに、生涯学習の拠点としてのまちづくり推進センター、勤労青少年ホーム等の施設を活用し、学習機会の充実を図ります。
社会教育活動の支援と指導者の養成を行います	市民の社会教育活動を支援するため、活動の場を提供し、指導者及び協力者の確保・育成を行います。
図書館の機能充実を図ります	「知」への入口としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする情報の提供、発信を行います。また、魅力ある図書館主催事業を実施することで来館を促し、利用者数の増加を図ります。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
生涯学習講座参加者数	11,167人	15,100人
図書館主催事業数	9事業	10事業
図書館資料貸出利用者数	123,175人	140,000人

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 4 文化芸術に親しめる環境をつくります>

【取組担当課】

文化芸術振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、日常的に文化芸術活動に接しており、心豊かに暮らしています。

【取組の方針】

近年、ゆとりや心の豊かさ、生きがいを重視する傾向が強まるにつれ、市民が文化に触れたり、自ら文化活動に参加しようとしたりする意識が高まっています。

文化が薫り、市民が誇ることができる鳥栖を築いていくためには、個性的な市民文化を創造することが重要になります。

そこで、各種の文化団体活動の活性化を図るとともに、魅力あるクリエーターやアーティストを招へいした演奏会、ワークショップなどの体験型の事業、アウトリーチ（訪問演奏等）事業に取り組むことで、市民の文化力を向上させ、市民自らが気軽に文化や芸術に「見て、触れて、参加し、楽しむ」ことのできる環境づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・文化芸術活動を日常的に親しんでいます。

事業者の役割

- ・文化芸術活動を支援します。

行政の役割

- ・文化団体や人材の育成を行います。
- ・市民が文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・文化施設の適切な管理を行います。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多彩な文化事業の展開を図ります	本物の文化・芸術に触れる機会を提供するため、優れた文化芸術の招致やセミナー、アウトリーチ（訪問演奏等）事業等を実施します。
市民文化活動を振興し、文化芸術を担う団体・人材の育成を行います	文化芸術活動の次代を担う団体及び人材の発掘・育成を図るため、文化連盟・文化事業協会、各種実行委員会等と連携し、コンクールや展示会など、発表の機会や場を確保することで、資質・技術の向上を支援します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
文化事業入場・参加者数	27,818人	30,000人
アウトリーチ実施回数	31回	35回
市民文化祭入場・参加者数	18,075人	22,000人

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 5 伝統文化を保存・活用・継承します>

【取組担当課】

生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

文化財が適切に保存・活用されており、市民が地域の歴史や伝統文化を誇りとし、愛着を持って守り、伝えています。

【取組の方針】

鳥栖市には、史跡や伝統芸能をはじめ貴重な文化財が数多くあります。しかし、それらの多くが、市民や市外の人々にあまり知られておらず、観光や郷土の歴史を知る機会に活かされていません。

このため、文化財を保護するとともに、積極的に活用して、市民が歴史や文化に触れ、身近に感じる機会を充実させながら、市民共有の財産としての文化財を確実に次の世代へ継承していくための取組を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・文化財や伝統芸能に関心を持ち、保存・活用・継承の活動に参加しています。

事業者の役割

- ・伝統芸能の継承や文化財の保存に協力します。

行政の役割

- ・文化財の調査・指定・保護に加え、積極的な活用を推進します。
- ・伝統文化の継承や保存の取組への支援を行います。

【関連する個別計画】

史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画、史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
文化財の保護を図ります	文化財を保護し、次の世代へ継承していくとともに、祭りや伝統行事、獅子舞などの民俗芸能の保存伝承に対する支援を行います。
文化財の積極的な活用を図ります	市所蔵の文化財資料の公開、史跡等の見学会や講座等の開催、積極的な情報発信による周知を通じて、市民が文化財に触れる機会を提供します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
展示会・見学会・講座等の参加者数（延べ）	3,668人	5,000人

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 6 スポーツに親しめる環境をつくります>

【取組担当課】

スポーツ振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が身近なところで気軽にスポーツに親しみ、健康的な生活を送っています。

このまちにプロスポーツチームがあること、ホームタウンであることの喜びを実感しながら、自慢のスタジアムでサガン鳥栖に声援を送っています。

【取組の方針】

今日、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割がますます増大しています。

鳥栖市では、平成3年に「スポーツ都市宣言」を行い、スポーツ施設の整備・充実を図りながら、鳥栖市体育協会等と連携し、ニュースポーツの普及や競技スポーツの競技力向上を図るなど、市民が地域において、いつでも気軽にスポーツに親しめる機会を増やしてきました。

自ら汗を流しプレーを「する・楽しむ」スポーツのほか、プロをはじめトップアスリートのプレーを直接見て楽しむ「見る」スポーツや、市民をはじめ企業や行政で「支える」スポーツなど、スポーツの楽しみ方も様々です。

子どもたちに夢と希望を与え、地域を元気にしてくれる鳥栖市をホームタウンとするサガン鳥栖や久光製薬スプリングスのプロスポーツをはじめ、子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを通して、健康な心と体で、笑顔あふれる明るいまちづくりの取組を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・スポーツに関心を持ち、自らスポーツに親します。
- ・地域で開催されるスポーツ行事に積極的に参加します。
- ・地域のシンボルであるサガン鳥栖や久光製薬スプリングスを応援します。

事業者の役割

- ・施設運営やスポーツ行事の企画を通じて、市民のスポーツ活動を支援します。
- ・企業単位で、サガン鳥栖、久光製薬スプリングスを応援します。

行政の役割

- ・スポーツ指導者を育成し、資質の向上を図ります。
- ・スポーツに親しむ機会や情報の提供を行います。
- ・競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図ります。
- ・ホームタウンとしてサガン鳥栖、久光製薬スプリングスを応援します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会の充実を図ります	だれもが気軽にできるニュースポーツなど、生涯スポーツの普及に努め、市民の健康・体力づくりを行うとともに、各種スポーツ大会、教室の開催や地域でスポーツに親しむ環境づくりを促進し、九州・全国規模のスポーツ競技大会の開催、各種大会への派遣・誘致などを行うことで競技力の向上を図ります。 また、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチームをスポーツ文化の象徴としてとらえ、市民・企業・団体・行政が、それぞれの立場で応援し、支えます。
スポーツ施設の整備・利用促進を図ります	施設の安全性、利便性、機能性の向上を図り、屋内温水プールをはじめとして、市民が気軽に安心してスポーツ活動に親しめる施設整備を行います。
スポーツ団体・指導者の育成を行います	年齢や体力に応じて、適正な指導ができる指導者が必要であることから、鳥栖市体育協会や鳥栖市スポーツ推進委員協議会と連携した指導者の養成・確保を行います。 また、鳥栖市におけるスポーツ振興の一翼を担うフィッシャーの活動を支援します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
市有体育施設利用者数	627,181人	650,000人
市民スポーツセミナー（指導者向け）参加者数	25人	50人

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 7 人権が尊重される社会をつくります>

【取組担当課】

社会福祉課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が人権について正しく理解し、お互いの人権を侵害することなく、尊重し合いながら暮らしています。

【取組の方針】

だれもが人間らしく生きていくためには、一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会をつくることが必要です。

憲法では基本的人権の尊重が定められていますが、同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、障害のある人への差別など、今なお多くの人権に関する諸問題があります。

鳥栖市においては、人権擁護委員との連携を図りつつ、人権に対する市民意識の高揚を図るため、人権啓発講演会や各種講座の開催に取り組んでいます。

学校においては、教職員への研修等による指導力の向上を通じ、児童・生徒に対する人権・同和教育の充実を図っています。

差別や偏見のない社会を実現していくため、市民と行政が一体となって、人権尊重の精神を育む教育を推進していきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・人権に関する理解を深め、自らが人権社会を形成する一員として適切に行動します。
- ・家庭で人権について話す機会を設けます。

事業者の役割

- ・人権に関する理解を深め、職場環境を整えます。

行政の役割

- ・学校、職場や地域での人権教育を推進します。

【関連する個別計画】

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
人権に関する啓発・教育を行います	市民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解、認識し、人権に対する意識の高揚を図るために、講演会、研修会を開催し、広報・啓発の充実を図ります。
学校における人権教育を行います	教職員が研修や研究活動を通じて、人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上を図れるよう学校における人権教育を推進し、子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けさせます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
人権問題に関する学習会や研修会の参加者数	1,684人	2,000人

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 8 男女共同参画の社会をつくります>

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

性別にかかわらず、一人ひとりの違いを認め合い、お互いの個性を尊重した個人が生き生きと暮らしています。

【取組の方針】

鳥栖市では、平成25年に、今後10年間の「人権の尊重と男女の自立」を目標とした第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画を策定し、男女共同参画社会⁴⁸を目指す取組を行ってきました。

しかし、男女共同参画についての理解は進みつつあるものの、「男・女とはこういうもの」という性別によって男女の役割や生き方を分ける固定的な役割分担意識は依然として根強く残り、制度や慣行の中には、解決しなければならない課題が今なお存在しています。

男女の人権を尊重する学習や教育を推進し、政策・方針決定の場への女性の参画を拡大する取組を進めるとともに、あらゆる場面において、男女がその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 性別にかかわらず、一人ひとりの違いを認め、尊重する人権意識を高め、あらゆる分野に積極的に参画します。

事業者の役割

- 多様な働き方が実現できるワーク・ライフ・バランス⁴⁹への取組を進めます。

行政の役割

- 市民や事業所と協働して男女平等感の高い社会の実現に取り組みます。

【関連する個別計画】

鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画

48 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、均等に利益を受けるとともに、責任を負う社会のこと

49 ワーク・ライフ・バランス：だれもがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
男女共同参画の意識を育て、豊かで多様な生き方を支える取組を進めます	男性だから・女性だからという理由で、それぞれの可能性を閉じ込めることなく、夢や希望に向かって一人ひとり選択した生き方を尊重し合う取組を進めます。また、これまでの働き方が見直され、家族の大切さや子育てにかかる喜びを得るなど、男女が共に家庭、仕事、社会活動において調和がとれ、多様な暮らし方ができるワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。さらに、社会の様々な場面や機会を捉えて、男女平等や女性に対する暴力防止など、女性の人権の確立に向けた啓発に取り組みます。
男女が共に歩むまちづくりの取組を進めます	市の政策・方針決定過程や地域などのあらゆる分野の意志決定過程に女性も男性も対等な立場で参画し、新しい視点と様々な立場の意見が反映される取組を進めます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
審議会・委員会等における女性委員の比率	34.7%	40%
男女共同参画に関する講座等の参加者数	1,108 人	1,300 人

第4章 分野別計画

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 9 国際化への対応を図ります>

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

地域の人々と外国人が触れ合う機会が増え、異なる文化・価値観への相互理解が深まっています。

【取組の方針】

国際化の進展により、多様な文化的背景を持った人々が、異なる文化や価値観を認め合い、尊重し、理解し合いながら交流を深めていくことが大切です。

そのためには、外国人との交流や、国際化に対する学習を通して広い視野を持つ国際性豊かな人づくり、外国人が暮らしやすく訪れやすい開かれた地域づくりなど、国際化への対応を一層深める必要があります。また、日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

海外の国や人との様々な交流を通じ、歴史や文化への理解を深めることにより、自分たちの住む地域の価値や魅力の再認識と郷土を愛する心が育まれるよう、多くの市民が参加できる国際交流・協力活動を促進・支援します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・国際交流や異文化理解に関する活動へ積極的に参加し、国際化への理解を深めます。

事業者の役割

- ・多言語による情報提供に努め、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。

行政の役割

- ・様々な国際交流の機会の提供と外国人を取り巻く環境の整備を進めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多文化共生のまちづくりを進めます	外国人住民に対して日常的に必要な情報を提供することができる環境づくりを進めます。また、外国人住民が日本の制度や文化などを理解し、安心して暮らすことができるよう生活支援に努めます。 国籍を問わず人と人が互いに認め合い、尊敬し合う多文化共生に関する啓発や学習機会の充実を図ります。さらに、地域住民と外国人住民が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人の地域活動への参加と住民相互の交流促進に努めます。
国際性を育む地域づくりを進めます	学校教育や生涯学習の場を中心に、外国の文化や民族の多様化を受け入れ、理解を深める様々な活動を推進します。また、自分たちが生活する国、地域の歴史や文化に対する理解を深めることで、豊かな国際感覚を持った人づくりを推進します。 さらに、外国人との相互理解を深めるため、身近に触れ合い、交流ができる機会を増やすとともに、様々な分野における海外への派遣事業や交流事業、国際協力活動を支援します。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
語学ボランティア登録者数	19 人	25 人